

オープンキャンパス参加助成事業実施要領

1. 目的

南富良野高等学校では、生徒一人ひとりの進路実現を目指し様々な教育活動を行っているが、国公立大学等への進学を目指す生徒の増や希望の大学等への進学意欲の高揚を図るため、南富良野町立高等学校総合支援対策事業実施要綱第2条第7号に規定するオープンキャンパス参加助成事業について本要領の定めるところにより実施する。

2. 助成内容

- ① 南富良野高等学校生徒が、国公立大学、私立大学、専門学校のオープンキャンパスに参加する経費について助成を行う。
- ② 助成対象は生徒のみとし、助成率は国公立大学は80%以内、私立大学は60%以内、専門学校は50%以内とする。
なお、助成金は百円未満を切捨てとする
- ③ 助成を受ける回数は、在学中2回までとし、道外は1回までとする。
ただし、学校において団体で参加する場合は、助成の対象としない。
- ④ 申請は担任及び進路指導部の指導、確認のもと旅行前に申請するものとする。
- ⑤ 宿泊費は、交通機関の状況、時間等により宿泊をしなければ参加が困難な場合につき、道内は1泊、道外は2泊まで対象とし、実費により算定する。
ただし、対象上限額は1泊あたり道内8,000円、道外10,000円とする。
申請にあたっては、金額のわかるもの（予約票等）又は領収書を添付するものとする。
- ⑥ JR運賃は普通乗車券額で算定するものとし、特急運賃は自由席算定とする。
- ⑦ 自家用車使用の場合は、JR運賃（特急料金を除く）で算定する。
- ⑧ 航空運賃は往復割引運賃を基本とし、購入金額のわかるものを添付するものとする。
ただし、航空便の時間等により他空港発着となる方が安価な場合はこの限りではない。
- ⑨ その他割引となる運賃がある場合は、割引後の運賃で算定する。
- ⑩ 大学等から交通費等が出る場合（送迎等も含む）は、対象経費を除外するものとする。
- ⑪ 旅行後に精算書類（領収書等の写しを添付）を提出するものとする。
- ⑫ 止むを得ない理由（病気、ケガ、弔事）により旅行が中止となった場合は、キャンセル料、手数料等についても助成の対象とする。
また、天候等の理由により、延泊等が必要になった場合の経費についても、助成の対象とする。